

# GLTD制度

## 親介護一時金支払特約

親が所定の要介護状態になったとき、一時金を受け取れる特約です。GLTD制度にご加入した場合セットできる特約です。



## GLTD制度のご案内

当社には、病気やケガで働けなくなった場合、休暇・休職の諸制度や傷病見舞金等の支援がありますが、これらに加え、安心して治療に専念できる環境を整える一助として、最長で60才まで収入に連動した補償が得られる「GLTD制度（傷病による長期療養時の収入補償制度）」を2018年に導入しました。

この「GLTD制度」は、一人ひとりのライフステージに適した3つのプランと、親が所定の要介護状態になった場合に一時金が支給される「親介護一時金支払特約」を選択できます。

制度内容をご確認いただき、ご自身と大切なご家族の生活を守るため、加入をご検討ください。

人事部長 山本 昌紀

## ！ 病気やケガは突然やってきます！

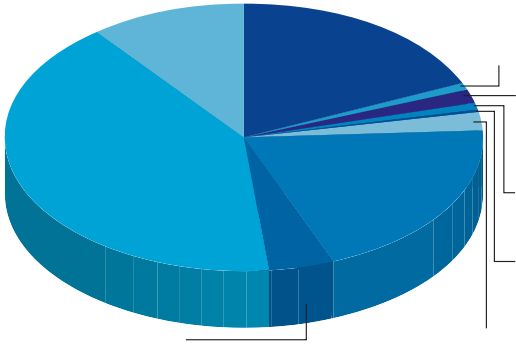


世帯主の傷病が長期化すると、いままでの生活が維持できなくなります！



病気やケガにより長期間働くことができなくなった場合、最長60才まで収入を補償します。安心して業務に励んでいただくために、GLTD制度がみなさまをサポートします。





Horizontal bar with a small grey segment on the left.

Horizontal bar with a small grey segment on the left.

Horizontal bar with a small grey segment on the left.

Horizontal bar with a small grey segment on the left.

Horizontal bar with a small grey segment on the left.

## お申込みについて

### ●お申込みにあたって

WEB(PC・スマートフォン)によるパンフレット・保険料等の確認、加入・変更等のお手続きとなります。

※パンフレット・加入申込票などの紙によるご案内資料は配布いたしません。

※未加入者の方で、1月に検討希望をお申出されなかった方はログイン(お手続き)できません。

・既にご加入されている方がお手続きされない場合、ご契約は自動的に継続されます。ただし、お申出内容に変更がなく、自動継続される場合も保険料は変更になる場合がありますので、ログインいただきWEBで新保険料をご確認ください。

### ●2023年8月1日始期契約へのご加入者の方へ ～『加入者証』のダウンロード～

・「加入者証」は、WEBでのご提供となります。

・ご加入内容・保険料を記載した「加入者証」を各自でダウンロードいただき、お申込み内容をご確認のうえ、印刷・データ保存をお願いします。

・開示時期：8月下旬～2か月間 ※早めに初回ログインをいただくようお願いします。

※詳細は『The Signの全社お知らせ』に掲載予定です。

●お申込み期間 2023年4月28日(金)～2023年5月19日(金) ※左記期間以外はログインできません。

お申込み  
締切日

# 2023年5月19日(金)

- 保険料 ○WEBに掲載されている保険料は、団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)適用でご加入いただいた場合の保険料です。  
※保険期間1年の契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、継続して加入いただける自動継続契約です。次年度以降、契約内容に変更・脱退のお申出がないかぎり、ご契約は自動的に継続されます。また、継続後の保険料は継続日時点の被保険者の年齢・保険料率と標準報酬月額等により、変更となる場合がございます。
  - 加入資格 ○住友ファーマグループの従業員のうち2023年8月1日時点の満年齢が59才以下の告知日時点で正常に勤務されている方。親介護一時金支払特約は従業員およびその配偶者の親で2023年8月1日時点の満年齢40才～84才(継続は89才)までの方。
  - 保険期間 (ご契約期間) ○2023年8月1日午後4時から1年間
  - 保険料引落し日 ○保険料は毎月の給与から控除します。第1回目の保険料引落しは2023年8月の給与からです。
  - 税金の取扱い ○保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除として、他の介護医療保険料控除の対象契約の保険料と合算し、所得税の場合最高4万円が、住民税の場合最高2万8千円が、所得金額から控除されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。  
◎保険料控除の取扱い/2023年3月現在
- (ご注意) ●保険金請求事故が多発した場合などについてご継続を中止させていただくことがあります。  
●健康状態告知書質問事項の回答内容やWEB画面入力事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受け条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
●他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEB画面に入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

お問  
合わせ  
先

GLTD制度についてのお問合わせ、お申込み方法などアフィニティ・コンタクトセンターまでお気軽にお問合わせください。

# 0120-257-522

●携帯電話からもご利用いただけます。 ●受付時間▶9:00～17:00(祝日を除く月～金)

保険商品正式名称 ○「団体長期障害所得補償保険」 Group Long Term Disability(GLTD)

引受保険会社 ○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事会社:分担割合95%)

日本生命保険相互会社(非幹事会社:分担割合5%)

取扱代理店 ○ ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENT オフィスタワー 24階 担当/坂野・山田

この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

この保険は住友ファーマ株式会社を保険契約者とし、住友ファーマグループの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(住友ファーマ株式会社)に交付されます。